

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例	
主管課	財政課（長寿介護課、用地課、建築住宅課）	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（平成9年法律第123号） ・建築基準法の一部を改正する法律（平成30年6月27日公布、政令で定める日施行） ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年6月13日公布、平成31年6月1日ほか施行） 	
【改正の概要】		
1 介護保険法関係		
国の制度改正による介護支援専門員実務研修受講試験手数料（試験問題作成事務手数料）等の改定		
介護支援専門員実務研修受講試験手数料（試験問題作成事務手数料）		700円 → 1,800円
介護支援専門員実務研修受講試験手数料（試験実施事務手数料）		8,000円 → 9,200円
介護支援専門員実務研修受講手数料		55,000円 → 58,000円
介護支援専門員更新研修受講手数料（実務経験者対象）		65,000円 → 68,000円
2 建築基準法関係		
(1) 用途地域等における特例許可手続きが簡素化されたこと等に伴う建築等許可申請手数料等の新設		
用途地域等における建築等許可申請手数料	特例許可を受けた建築物の増築、改築、移転の場合	132,000円
	日常生活に必要な建物で、騒音等の対策が講じられている場合	169,000円
既存建築物の工事の全体計画認定申請手数料	段階的・計画的な改修を行う場合	31,000円
既存建築物の工事の全体計画変更認定申請手数料		
建築物用途変更興行場等使用許可申請手数料		135,000円
建築物用途変更特別興行場等使用許可申請手数料		181,000円
(2) 法改正による条項ずれに伴う規定整備		
3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係		
所有者不明土地の収用等の手続きが定められ、新たに県知事が行う裁定事務が規定されたことに伴う裁定申請手数料の新設		
裁定申請手数料		27,000円 ほか
施行日	1は平成31年4月1日、2は建築基準法の一部を改正する法律の施行の日、3は平成31年6月1日	
【その他参考事項】		